

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（評価申告の種類）</p> <p>7—8 個別申告とは、個々の納税申告において令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項<u>第11号</u>若しくは<u>第12号</u>に掲げる事項を記載した評価申告書を提出することにより行われる申告をいい、個別申告書とは個別申告のために提出する評価申告書をいう。</p> <p>また、包括申告とは、令第4条第3項（令第4条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ包括申告書を提出して行われる申告をいう。</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（評価申告の種類）</p> <p>7—8 個別申告とは、個々の納税申告において令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項<u>第10号</u>若しくは<u>第11号</u>に掲げる事項を記載した評価申告書を提出することにより行われる申告をいい、個別申告書とは個別申告のために提出する評価申告書をいう。</p> <p>また、包括申告とは、令第4条第3項（令第4条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ包括申告書を提出して行われる申告をいう。</p>
第5節 その他	第5節 その他
<p>（更正、決定等の期間制限の性格）</p> <p>14—1 法第14条に規定する更正、決定等の期間制限は、更正、決定等の処分をすることができる除斥期間であり、時効の場合におけるような<u>完成猶予</u>又は<u>更新</u>はないので、留意する。</p> <p>（徴収権の消滅時効に関する国税通則法の規定の準用の効果）</p> <p>14の2—1 法第14条の2第2項による国税通則法の規定の準用の効果は、次のとおりである。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 関税の徴収権の時効については、国税通則法第73条《時効の完成猶予及び更新》の規定が準用される結果、関税についての更正若しくは決定、賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係るものに限る。以下本項において同じ。）、納税に関する告知、督促又は交付要求には、同条第1項の規定により、更正通知書、決定通知書、賦課決定通知書、納税告知書、督促状又は交付要求書が送達された場合には時効の完成猶予の効力が認められ、更正、決定、賦課決定又は納税の告知にあってはそれぞれの納期限を経過した時から、督促にあっては督促状又は督促のための納付催告書を発送した日から起算して10日を経過した日から、交付要求にあってはその交付要求をされた期間を経過した時から</p>	<p>（更正、決定等の期間制限の性格）</p> <p>14—1 法第14条《更正、決定等の期間制限》に規定する更正、決定等の期間制限は、更正、決定等の処分をすることができる除斥期間であり、時効の場合におけるような<u>中断</u>又は<u>停止</u>はないので、留意する。</p> <p>（徴収権の消滅時効に関する国税通則法の規定の準用の効果）</p> <p>14の2—1 法第14条の2第2項による国税通則法の規定の準用の効果は、次のとおりである。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 関税の徴収権の時効については、国税通則法第73条《時効の中断及び停止》の規定が準用される結果、関税についての更正、決定、納税の告知、督促及び交付要求には、同条第1項、第2項及び第5項の規定により時効中断の効力が認められ、また、国税徴収の例により、関税を徴収する場合における同法第46条《納税の猶予等》の規定による納税の猶予及び国税徴収法に規定する換価の猶予並びに關税の賦課、徴収に関する処分につき不服申立てがされた場合その他これに類する場合において裁決庁等がする徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止があった場合には、同法第73条第4項の規定により、時効停止の効力が認められる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>時効の更新の効力が認められ、同条第2項の規定により、交付要求による時効の完成猶予又は更新の効力は、その基礎となった強制換価手続が取り消された場合でも失われず、同条第5項の規定により、関税について時効が完成猶予又は更新されるときは、その完成猶予又は更新された関税に係る延滞税についての時効が同時に完成猶予又は更新される。また、国税徴収の例により、関税を徴収する場合における<u>国税徴収法に規定する換価の猶予及び</u>関税の賦課、徴収に関する処分につき不服申立てがされた場合その他これに類する場合において裁決庁等がする徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止があった場合には、<u>同条第4項の規定により</u>、時効の完成猶予の効力が認められ、関税が納付された場合には、<u>同条第6項の規定により</u>、その延滞税については、時効の更新の効力が認められる。</p> <p>(3) (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">第4章 保税地域 第2節 指定保税地域</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3—2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とする場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70—3—1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保税地域 第2節 指定保税地域</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3—2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第36条の3第7項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とする場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70—3—1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、42-16、42-17、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行うものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第<u>8</u>項」とあるのは「令第51条の12第8項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>第6節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、42-16、42-17、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行うものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第<u>7</u>項」とあるのは「令第51条の12第7項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>第9章 雜則</p> <p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>94-1 法第94条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p>	<p>第9章 雜則</p> <p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>94-1 法第94条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第83条第3項において読み替えて準用する令第61条第1項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにできる書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したもの除く。）等の関係書類をいう。</p> <p>また、令第61条第1項第2号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（輸出者又は生産者が作成したものに限る。）を税関に提出した輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された產品の原産性の確認に必要となる書類とし、輸入者が作成した締約国原産品申告書を税関に提出した当該輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の4において税関に提出した書類の裏付けとなる資料、68-5-11の4(2)ニに規定する誓約書その他前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された產品の原産性の確認に必要となる書類とする。</p> <p>(4)～(7) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第83条第3項において読み替えて準用する令第61条第1項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにできる書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したもの除く。）等の関係書類をいう。</p> <p>また、令第61条第1項第2項イ(2)に規定する締約国原産品申告書（輸出者又は生産者が作成したものに限る。）を税関に提出した輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された產品の原産性の確認に必要となる書類とし、輸入者が作成した締約国原産品申告書を税関に提出した当該輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の4において税関に提出した書類の裏付けとなる資料、68-5-11の4(2)ニに規定する誓約書その他前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された產品の原産性の確認に必要となる書類とする。</p> <p>(4)～(7) (同左)</p>
<p>(証明書類の交付)</p> <p>102-1 法第102条第1項の規定による証明書類の交付については、次による。なお、内国消費税課税物品について免税又は税額の還付を受けるための輸出証明書（消費税法基本通達（平成7年12月25日課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」）、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（平成11年6月25日課酒1-36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」）、たばこ税法取扱通達（昭和60年3月4日間消3-5ほか1課共同「たばこ消費税法の施行に伴う同法の取扱いについて」）、揮発油税法基本通達（昭和52年4月1日間消4-11ほか2課共同「揮発油税法基本通達の全部改正について」）、石油ガス税法基本通達（昭和41年11月24日間消3-46ほか2課共同「石油ガス税法基本通達の制定について」）、石油石炭税法取扱通達（昭和59年8月2日間消4-1</p>	<p>(証明書類の交付)</p> <p>102-1 法第102条第1項《証明書類の交付》の規定による証明書類の交付については、次による。なお、内国消費税課税物品について免税又は税額の還付を受けるための輸出証明書（酒税事務規程（昭和56年11月24日間酒1-38）、消費税事務規程（昭和58年2月16日間消1-7））の交付は、同項に規定する証明書類の交付に該当しないので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>43ほか1課共同「石油税法取扱通達の全部改正について」)の交付は、同項に規定する証明書類の交付に該当しないので留意する。</p> <p>(1) 証明書類の交付申請は、令第88条第1項に規定する事項を記載した「証明書交付申請書」(C-8020) 1通を提出することにより行わせる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 手数料令第7条第1項に規定する「証明書類1枚ごとに」とは、証明書交付申請書の受付件数1件ごとにではなく、証明する内容を構成している事項（例えば、輸出申告、輸入申告等）についての件数をいう。</p>	<p>(1) 証明書類の交付申請は、令第88条第1項《証明書類の交付の申請》に規定する事項を記載した「証明書交付申請書」(C-8020) 1通を提出することにより行わせる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 手数料令第7条第1項《証明書類の交付手数料》に規定する「証明書類1枚ごとに」とは、証明書交付申請書の受付件数1件ごとにではなく、証明する内容を構成している事項（例えば、輸出申告、輸入申告等）についての件数をいう。</p>